はじめに

この冊子は、令和元年度から令和2年度にかけて高知新聞に掲載された人権啓発シリーズ14回分と、季刊誌「ここるんだより」に掲載した記事の記録をとりまとめたものです。

さまざまな人権問題の解決を図るための啓発資料として、ぜひ、多 くのみなさまに活用していただきたいと願っております。

令和3年6月

公益財団法人 高知県人権啓発センター 理事長 門田 登志和

目次

(令和元年 6月19日掲載)	女性の人権 みんなのため	森田	美佐		4
(令和元年 7月24日掲載)	ネット時代の部落差別	JII 🗆 :	泰司		6
(令和元年 8月25日掲載)	こどもは人権の主体	髙野	亜紀		8
(令和元年 9月29日掲載)	真に"人間回復"すべきは…	小小	秀幸		10
(令和元年 10 月 22 日掲載)	「LGBT」… 自分のことを考える	南	和行		12
(令和元年 11 月 30 日掲載)	外国人とやさしい日本語で	東條:	美紀		14
(令和元年 12 月 14 日掲載)	高齢者守る社会づくりを	間	章		16
(令和2年 6月26日掲載)	なぜ部落差別は残るのか	角岡	伸彦		18
(令和2年 7月24日掲載)	犯罪被害者の生活取り戻す	髙橋	敦子		20
(令和2年 8月28日掲載)	「他・多」を受け入れる	ショー	ンバ	ーゴイン	22
(令和2年 9月25日掲載)	「子どもの人権」守るとは?	高祖	常子		24
(令和2年10月30日掲載)	なくそう! 職場のハラスメント	廣瀬	真理		26
(令和2年11月29日掲載)	ありのままの個性大切に	川村	郁子		28
(令和2年12月24日掲載)	ネットいじめ 巧妙・深刻化	竹内:	和雄		30
▲ ス / ゼトル性体					
◆ここるんだより特集	n+ //> •				
多様な個性が尊重される 「高知県人権施策基本方針 -:	時代へ 第2次改定版−」が策定されました	•••••			32
災害時の要配慮者対策に ~いのちと人権を守るために~	ついて~	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		34
女性の人権 と 女性の活躍 ~各機関が連携して取組を進		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		36
学校現場における子どもの人権					
誰もが安心して暮らすことができる地域社会をめざして					40
新型コロナウイルス感染症防止対策と人権への配慮について ~県民のみなさまへのお願い~					42
世界人権デーと人権週間 〜人権について一緒に考えよ					44
多様な性のあり方を認め ~県内初 高知市パートナーミ	あう「にじいろのまち」を目指して シップ ^{登録制度} ~	-			46

(令和元年6月19日掲載)

女性の人権 みんなのため



森田 美佐(もりた・みさ)

高知大准教授。高知県生まれ。津田塾大学学芸学部卒。 民間企業を経て、2004年奈良女子大学大学院人間文化研究 科修了。博士(生活環境学)。05年より高知大教育学部勤務。 家政学(生活経営学)の視点から、ジェンダー平等と家族的 責任、男女労働者のワーク・ライフ・バランス、教育にお けるジェンダーの課題などを研究。

人権とは、人が生まれながらにしてもつ権利です。それは、性別、国籍、肌の色、宗教 の違いはもちろん、どんな理由でも他者が奪うことができないものです。

しかし、かつて女性は人権を有する対象から外れていました。女性が満足に学校に行けず、財産権や選挙権もなく、自分の意思で結婚も離婚も職業も決められない時代がありました。

この状況は、日本では国連の動きや戦後の憲法で大きく変わりました。女性は教育を受け、自分のお金をもち、選挙にも行けるようになりました。仕事や社会的活動を通して、能力を発揮する女性も増えました。

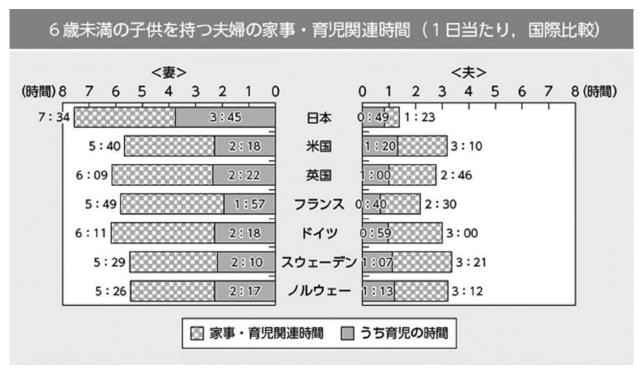
では日本は、もう女性の人権を議論しなくても大丈夫でしょうか。最近の報道では、某大学医学部の入試で、浪人生や女子学生に減点操作があったとのこと。統計では、配偶者 (内縁を含む) に暴力を受けた人に占める女性の割合は約90%。職場では、課長相当職以上に占める女性の割合は、欧米等の先進国では30~40%が多いのですが、日本は13.2%。家庭では、6歳未満の子どもがいる夫婦が家事や子育てをする時間(1日当たり)は、妻が7時間34分、夫が1時間23分。ちなみに多くの先進国では、夫が家事や子育てに使う時間は2時間を超え、3時間を超える国も珍しくありません(内閣府男女共同参画白書 平成30年版より)。女性の人権を守る社会は男女平等社会なのですが、その度合いを国際的に測る指標の一つであるジェンダーギャップ指数を見ると、日本は149カ国中110位(2018年)です。

この状況を変えるために、まず私たちの普段使いの言葉を見直してみましょう。例えば 今も「嫁にやる・もらう」という言葉を聞きますが、「やる」「もらう」は人に使う言葉でしょ うか。ここに、女性が結婚で"モノ"扱いされてきた歴史が見えます。また、職場で女性 社員を「女の子」と言う人がいますが、"女の子"には名前があります。おそらく発言者に 女性差別の意識はありません。しかしその無意識が、女性の人権を奪うのです。

日常生活も見つめてみましょう。例えば学校の名簿は今、「男子が先、女子が後」から男女混合に変わってきています。なぜ子育てや介護で仕事を辞める人は、男性より女性が多いのでしょうか。なぜ「女は結婚・出産して一人前」と言う人がいるのでしょうか。女性の生き方の正解・不正解を他者が断言する社会に、女性の人権は存在しません。

このような思考の経験は、男性の人権を考える契機にもなります。かつて流行語にもなった「亭主元気で留守がいい」では、妻は夫にまず稼得責任を求めていました。男性に「働かない」という選択肢はほぼなかったのです。また、筆者は先日、男女平等先進国(スウェーデン)の先生に、昔の日本で使われていた「男子厨房に入らず」の意味を説明したところ、「そんな教育では、男性は1人で料理も作れない大人になってしまいますよ」とのこと。「男子厨房に―」は、見方を変えれば男性の生活的自立を根本から奪う言葉でもあったわけです。

女性の人権を考えることは、男女双方の暮らしと生き方の幅を狭める "暴力" の可視化 と撲滅につながります。身近な性別の「当たり前」にアンテナを立てることから始めてみ ませんか。



内閣府、男女共同参画白書 平成30年版より

(令和元年7月24日掲載)

ネット時代の部落差別



川口 泰司 (かわぐち・やすし)

山口県人権啓発センター事務局長。1978年愛媛県宇和島市の被差別部落に生まれる。中学時代、同和教育に本気で取り組む教員と出会い、解放運動に取り組むように。大学卒業後、部落解放・人権研究所、大阪市新大阪人権協会を経て、2005年から現職。「ハートで挑戦、自己解放への道!」(解放出版社)など著書多数。

■暴かれ、晒され

2016年12月、部落差別解消推進法が成立し、施行された。背景にはネット社会における差別の悪化、深刻化がある。爆発的に拡散されるデマや偏見。「部落地名総鑑」がネット上に公開され、部落と部落出身者を「暴き」「晒し」続ける差別扇動が起きている。

「そっとしておけば自然になくなる」といった「寝た子を起こすな」論は通用しない。無知、無理解、無関心な人ほど、デマ・偏見をうのみにし、差別情報を無自覚に拡散しており、今、あらためて同和教育の重要性が指摘されている。

現在、ネット上では「部落地名総鑑」が作成、拡散され、結婚や就職時の身元調査、不動産取引における土地差別調査に悪用されている。「部落出身者」リストまでもが作成され、個人名や住所、電話番号、顔写真などの個人情報がネット上に晒され、差別扇動情報とともに掲載されている。

その結果、部落解放運動に取り組む団体事務所や個人宅に刃物入りの差別ハガキや嫌がらせの無言電話などの差別事件も各地で起きている。17年の正月、私の自宅にも「エタ死ね」と書かれた年賀状が送り付けられてきた。小学生の娘が第1発見者であり、家族とともに非常につらい思いをした。

現在、「部落地名総鑑」を公然と出版しようとする人物や、オークションサイトで売買する人までが出てきている。これまでの半世紀にわたる身元調査お断り運動や就職差別撤廃の取り組みが、一瞬にして壊され始めている状況が起きている。

■差別投稿は削除

現在、兵庫県や三重県、香川県、大分県、山口県内の自治体などでは差別投稿に対する モニタリング(ネットパトロールと削除要請)事業の実施が広がりを見せている。法務省 は18年12月、同和地区の所在地を特定し、晒すような差別投稿は削除対象とする方針 を各地方法務局に通達を出し、ネット上の部落差別に対する取り組みの強化を指示した。

ツイッターやフェイスブック、ヤフー、グーグル、ユーチューブなどのプラットホーム 事業者もネット対策の一環として「違反通報」のフォームを設け、差別投稿の削除、アカウント停止などの対策に動き始めている。また、差別動画やサイトが広告収入で儲けて活動資金となっているために、差別サイトに対して企業は広告を出さない、撤退するという動きも起き始めている。

ネット時代における人権教育は「ワクチン教育」と言える。ウイルスがまん延するネット社会を生きるためには、しっかりとワクチンを打っておく必要があり、だからこそ、学校や地域、職場での同和教育が重要になっている。

そして、現在の差別やいじめ、人権侵害の「主戦場」はネットである。だからこそ、総力をあげて差別扇動、ネット差別の被害者救済、ネット上での差別禁止、人権確立の法整備・ルールづくりが強く求められている。

同時に今後はネットを生かした人権教育、啓発、相談活動、セーフティーネットの充実に取り組んでいく必要がある。ドイツやEUの先駆的なヘイトスピーチ、フェイクニュース対策などに学びながら、国内における差別解消の取り組みの充実に向けて、引き続き取り組んでいきたい。

(令和元年8月25日掲載)

こどもは人権の主体



高野 亜紀 (たかの・あき)

こども支援ネットみんなのひろっぱ事務局長。弁護士。 札幌市生まれ。北大法学部卒、早大大学院法務研究科修了。 都内の法律事務所に勤務後、2012年に高知市に中西・髙野 法律事務所を開設。子どもや高齢者、障害者(児)の権利問 題などに取り組み、日弁連や高知弁護士会の関連委員会の 委員を務める。NPO法人高知こどもの図書館監事。

「こどもの人権を守る」と聞くと、どんなイメージが思い浮かぶでしょうか。虐待、いじめなどの被害から守るというイメージでしょうか。それは間違いではありません。でもそれだけでもないのです。

「人権」はさまざまな概念を含むものですが、大きくいうと、「ひとが、人間らしく、自分らしく生活をするために、生まれながらにして持っている権利」です。虐待やいじめはこの権利が虐げられた状態ですから、そこから保護することは人権を守るということになります。

他に人権には「自分のことを自分で自由に決める権利」という重要な要素があります。こどもにも、飲酒・喫煙や選挙権の制限など、心身が発達途上であることや、大人に比べて判断能力が未熟であることを理由に認められる制約はあるものの、その成長発達に応じて自己決定する権利が保障されています。日本が1994年に批准した「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」も、18歳未満のこどもを権利の主体と位置づけ、大人と同様ひとりの人間としての人権を認めています。

しかし、こどもに「あなたには人権があるのだから、自分のことは自分で自由に決めていいんだよ」と言うだけで、それができるようになるわけではありません。

こどもが自己決定する力を身に付けるためには、家庭、学校、地域などさまざまな場面で、成長発達のために必要な環境や資源を十分に与えられ、その存在を尊重されることが必要です。自分の居場所があり、そこであたたかく見守られながら成長する、このようなサポートがあってはじめて自己肯定感や意欲が生まれ、自分のことを自分で決める力が育っていくのです。

■安らげる居場所を

弁護士は、活動の中で、虐待、貧困、いじめ、家庭問題などさまざまな理由で、家庭や学校、地域に居場所がなく、自己肯定感や意欲を育むことが難しいこどもたちと出会うことがあります。日本のこどもの貧困率は上昇を続け、6人に1人のこどもが貧困の中を生きています。こどもの虐待相談件数も増え続けています。

高知県は、高校中退率が全国2番目、学校での暴力発生率が全国7番目(文部科学省2017年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)であり、虐待死亡事案も起きる深刻な状況にあります。そして、このこどもたち自身にはどうすることもできない事情は、往々にして、そのこどもたちの次の世代へ連鎖していきます。自己肯定感や意欲を養うことは、このような負の連鎖を断ち切るためにも重要なことです。

こどもたちのための安全で心安らげる居場所をつくり、こどもたちが自分らしい人生を歩む力を育むことをサポートしたいと考え、同じ志を持つ仲間と共に「こども支援ネットみんなのひろっぱ」を立ち上げました。15年1月から旭駅近くの高知市中須賀町の建物をお借りし、こどもたちとともに、試行錯誤しながら居場所づくりをしています。

ひろっぱでできるのは、寄り添って過ごす、話を聞く、一緒にご飯を食べるなど本当に小さなことです。それでも、こどもの力を信じ、肯定し、支える大人がいること(時にとても難しいことですが…)で、こどもたちはどんどん変化していきます。このような変化をそば

で一緒に感じられることはとてもうれしく、こど もたちが人権の主体として、いきいきと自分らし い人生を歩む未来を感じさせてくれるものです。



食事の提供や学習支援などをしている「みんなのひろっぱ」前の看板。 看板の文字はこどもたちが書いてくれることもある(高知市中須賀町)

(令和元年9月29日掲載)

真に"人間回復"すべきは…



小川 秀幸 (おがわ・ひでゆき)

三重テレビ放送報道制作局長。三重県伊賀市生まれ。 2001年からハンセン病に関する取材を始め、「大ちゃんと為 さん」など6本のドキュメンタリーを制作。ギャラクシー賞、日 本民間放送連盟賞などを受賞。Yahoo!ニュース特集班との 共同取材で四日市公害や上方芸能をテーマにしたコンテンツも 配信している。

「差別するのは人間だけだ。小鳥も草花も差別しない」。こう言い切ったのは、岡山県の ハンセン病療養所で暮らす三重県出身の男性でした。

2002年、初めてハンセン病療養所を訪れた私に教えてくれた現実。この取材がきっ かけで「ハンセン病」と向き合うようになったのです。

取材の中で、娘3人を故郷に残して療養所に入らざるをえなかったきぬえさん(仮名) に出会いました。入所のきっかけは、近所の人が「ここにらい病(ハンセン病)患者が住 んでいる」と保健所に通報したことでした。「無理に。生木裂くように連れられてきたの。 寝てもさめても頭には子どものことばかり」(きぬえさん)

三重県庁の元ハンセン病担当官からは、こんな話も聞きました。ある女性の祖母がハン セン病療養所に入所していることが彼女の婚約者に知れて婚約が解消、女性は自殺をは かったのです。婚約者の親族が身元を調査したのでした。担当官いわく、病気が原因で命 を絶ったケースは自ら遭遇しただけで「十指に余る」。

国の隔離政策で深刻な差別を受けたとして、元ハンセン病患者の家族が損害賠償などを 求めた裁判は、原告が全面勝訴しました。

過去の取材を振り返ると、隔離政策がハンセン病患者はもちろん、その家族の人生にも 影響を与えたことは明らかです。

誤った政策を"支えた"のは一般市民でした。ハンセン病患者の居場所を通報して療養 所へ送り、結婚相手の身元を調査……。

この問題については、報道機関にも責任があると考えています。もっと早く隔離政策の 問題点に気づき市民に提示できていれば、何らかの動きにつながったのではないか、と。

療養所で暮らすある夫婦はこう言いました。「遅すぎた……。もっと早くらい予防法が廃止されていれば、隠れて旅行などせずにすんだのに」。私は、お二人に返す言葉を見つけることができませんでした。

元患者や家族を苦しめてきた社会の側は変わってきたのでしょうか。興味深いデータがあります。伊賀市(三重県)が2015年に行った意識調査で「子どもの結婚相手がハンセン病回復者の家族だったら?」という問いに対して「問題にしない/迷いながらも問題にしない」という回答が50%近くあったものの、「考え直すように言う」という趣旨の回答も44%にのぼりました。これは、決してこの地域だけの傾向ではないと思います。

ハンセン病問題を語るときに「人間回復」というフレーズが使われます。それは、差別 された側が権利を回復したという文脈で使われるのが普通でした。

しかし、駿河療養所(静岡県)の自治会長を務めた西村時夫さんの言葉を聞いてハッとしました。「人間回復すべきは、はたして元患者の側なのでしょうか」と。それは、差別と偏見を温存してきた社会の側が変わらなければならないという厳しい問いかけでした。「44%」という数字と接すると、道半ば、まだまだやるべきことは少なくないと感じざるをえません。

17年前、「差別するのは人間だけだ」という元患者の言葉にショックを受けました。でも「人間だからこそできること」もあるのではないでしょうか。それは、差別をなくすために力を尽くしていくこと。それが"人間回復"につながると信じています。



ハンセン病療養所がある岡山県瀬戸内市長島と本土を結ぶ「邑久(おく)長島大橋」は「人間回復の橋」とも呼ばれる。入所者らが長年、声を上げ続けた末、1988年、ようやく架橋された。海峡の幅は約30メートル

(令和元年10月22日掲載)

「LGBT」… 自分のことを考える



南 和行 (みなみ・かずゆき)

弁護士。1976年大阪市生まれ。京都大大学院を終了し、 住宅建材メーカに就職。2008年に司法試験合格、13年に 吉田昌史氏と「なんもり法律事務所」を開設。2人を追った ドキュメンタリー「愛と法」(監督・戸田ひかる)が17年東 京国際映画祭・日本映画スプラッシュ部門作品賞を受賞。

私は同性愛者です。20年近く前の学生時代に知り合った恋人と2人で一緒に弁護士に なり、今は大阪で同性カップル弁護士の法律事務所をしています。2011年には結婚式 も挙げ、文字通り公私共のパートナーです。75歳になる私の母は、事務員として私たち の仕事を手伝っています。

22歳のとき、父が亡くなったことをきっかけに、自分が同性愛であると母と兄に伝え ました。そのとき母は「自分の育て方が悪かった」と取り乱し、「何かの間違いでしょう」 と私を強く責めました。

私自身は、多感な思春期から恋愛感情は自然と男性に向いていました。自分のありのま まを、母から「間違い」と言われ、とても傷つきました。母とのギクシャクした関係は、 結婚式を挙げる頃まで10年くらい続きました。最近になって母がインタビューで「あり のままを受け容れるしかない。それがいちばん楽だ」と当時を振り返っていて、やっと心 の氷が溶けた気持ちになりました。

身近な誰かのありのままが、自分が思っていたものと違うと知ったとき、身構えて、 とっさに思い浮かんだ相手を否定する言葉を、つい口に出してしまうことがあります。で もそれは相手のありのままを否定し、傷つけることです。「知らなかった」は、言い訳や開 き直りでしかありません。相手を傷つけたことを後悔し、これからも良い関係を持ち続け たいのであれば、素直に「知らなかったごめん」と言うしかありません。

私の母も、男は女を好きになるという異性愛だけしか知らず、異性愛を当たり前だと 思っていたから、良かれと思って私を傷つけることを言ったのでしょう。でも傷つける人 に罪はなく、傷つけられる人が我慢するしかないというのなら、同性愛の人はますます本 当の自分のことを、身近な人にすら伝えることができなくなります。私がいろんなところで自分自身の話をする理由のひとつは、「知らないこと」が傷つけたことの免罪符とされないようにという思いです。

LGBTという言葉を知る人はずいぶん増えました。レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)、四つの言葉の頭文字です。LGBは、好きになる相手の性別に関する言葉で、Tは自分自身の性別の自覚やありかたに関する言葉です。

私は男性の同性愛者、ゲイです。言葉の意味だけでいうとLGBTに含まれる存在です。でも、私はレズビアンでもバイセクシュアルでもトランスジェンダーでもありません。だから私も、LGBTの全ては知りません。だから私は自分が「知らないこと」は何なのかを意識して、LGBTの話をするようにしています。

LGBTという言葉の意味を学ぶことは重要ではありません。LGBTとひとくくりに言っても、中身はそれぞれ別の話題だということを知ることが大切です。「知らないこと」だらけだと実感することに意味があります。LGBTという言葉を知ることは、「知らなかった」自分自身を知り、人と自分との違いを知るきっかけです。



筆者の母親の75歳の誕生日を祝う筆者=左=とパートナーの吉田=右 (2019年3月、大阪市北区の「なんもり法律事務所」

(令和元年11月30日掲載)

外国人とやさしい日本語で



東條 美紀(とうじょう・みき)

南国市国際交流協会事務局長。1948年高知県生まれ。神奈 川大卒。ボーイスカウト日本連盟勤務後、欧州各地をホームス テイして過ごし、恩返しに日本でホストファミリー活動をした ことが今につながる。前コープ自然派しこく理事長、前高知大 国際連携推進センター日本語非常勤講師。共著に「高知の生活 語の高知はえいろうし。

日本語を習い始めの外国人が「私は頭が痛いので、仕事に行きません」とか、「今日は休 みます」とよく言います。教科書で習う日本語ではこれは正解ですが、仕事場だと、日本 人の方は内心、あんたは社長か!と突っ込みたくなります。「行きません」と「行けません」、 ちょっとした違いで、「あんなに行くと約束したやいか」「なんか事情ができたが?」と受 け取り方が違ってきます。

日本語でのコミュニケーションがまだ十分でない外国人と一緒に働くことに慣れてない 日本人は、かなりなストレスになり、不愉快な場面へと進行していきがちです。

南国市国際交流協会は2005年から、外国人と日本人がおしゃべりを通して日本語を 学び、お互いを理解し合う活動を始めました。そしてほどなく日本語能力試験をめざす教 室も開講しました。毎水曜日、夜7時から9時まで地域の公民館で、参加費は1回100円で す。ここ5年ぐらいで、急激に技能実習生が増えてきて、彼らの置かれている不安定な状 況や、日本の働き手不足の大変さを目のあたりにすることになりました。

初心者クラスでは日本語だけで会話を続け、説明するのは大変です。身ぶり手ぶりで示 したり、絵を描いたりと、その2時間だけでも疲れるのに、毎日仕事で関わっている日本 人の疲れ具合たるや、特に最初は大変だろうと思います。

外国人の就労については、知れば知るほど多くの問題をはらんでいると感じます。日本 語ボランティアなどで彼らとじかに接する人が増えれば、彼らについてよく知る人が増え ます。聞きかじりの情報で外国人の働き手の問題を語るのではなく、じかに接してお互い の大変さも理解し、働きに来てくれて助かるよ、がんばってるねと応援する気持ちが大事 だと思います。

環境が大きく変化し、その上に土佐弁の世界に放り込まれる。そんな実習生が日本語教 室に来れば、日本人ボランティアは、じっくりゆっくり話してくれて、彼らの話し相手に なります。また、日本文化体験などは彼らのちょっと心休まる場になります。例えば七夕。 浴衣を着て、願い事を短冊に書き、笹に飾る。スマホで写真を撮りまくり、本当に楽しそ うです。

しかし、仕事に「行きません」と「行けません」の醸し出す雰囲気の違いは、外国人に は教えないとわかりません。また、日本人も心に余裕がなく、何度も同じことを言わなけ ればならないときなどは、だんだん不機嫌になってきます。日本語を教える側は、感じの いい日本語に直してあげることが、円滑なコミュニケーションのために大事なことです。 「先生が教えました」は「教えてくれました」にする。「結婚していますか」と聞くところ を「結婚しましたか」と聞かれると「何が聞きたい?」となりますが、「はい、5回ね」と 笑い飛ばす、この笑いがやはり大事です。

日本語が上手になると、日本が住みやすい国になります。ここでずっと暮らしたい外国 人が増える社会になってほしい。それには、みんなが人権を尊重し合うこと。使い捨ての 発想で労働者を見ることは、どう考えても将来のためにはならないと危惧しています。私 たちは地域の日本語教室として、「疲れているけど行きたい」と言われるようにするにはど うするか、日本語能力試験に合格するにはどう励まし教えるか、そこが考えどころだと気 を引き締めています。



南国市国際交流協会が開いている日本語教室の様子(野田公民館)

(令和元年12月24日掲載)

高齢者守る社会づくりを



間 萱(はざま・あきら)

県社会福祉協議会地域·生活支援課長。1974年佐川町生 まれ。神戸大学理学部・発達科学部卒。高知県社会福祉協 議会で市町村社会福祉協議会やボランティア・NPOの支援 などに従事。東日本大震災や熊本地震などで被災地の支援 活動に従事。社会保険労務士。社会福祉士。

頻発する自然災害。昨年の西日本豪雨災害に続き、今年も台風15号や台風19号に伴い東 日本を中心に甚大な被害が発生しました。

被災地の社会福祉協議会では、被災された方の復旧を支援するため、被災された方と復 旧に力を貸していただけるボランティアをつなぐ「災害ボランティアセンター」(以下、災 害VC)を設置しています。私もこれまで何度か災害VCの運営のお手伝いをさせていた だきました。

被災地の災害VCは「ぬれた家財の運び出しを手伝ってほしい」「浸水した家の掃除を手 伝ってほしい」など被災された方からの支援の要請を受け付け、活動を希望するボランティ アをつないでいます。

被災地での支援活動を行うなかで気づいたことがあります。災害VCには、高齢者世帯 からの相談や支援要請がなかなか届いてこない、ということです。避難所などで被災され た方の訪問調査を行っても、他人への頼りづらさからか、高齢者の方からすぐには支援の 要請を伺えることはありません。

最近、東日本大震災の震災関連死(災害による直接の被害ではなく、避難した後などに 亡くなられた方)の数字を改めて確認する機会がありました。震災関連死で亡くなられた 方は3723人(2019年3月31日現在)に上り、その多くが65歳を超した方です。 死亡の主な原因は、避難生活による疲労が最も多かったとも報告されています。

被災された高齢者が自身の抱える問題について「助けて」と誰かに頼ることができず、 専門機関や周囲がその問題に気づく頃には"助かった命"を落としてしまうケースも少な くありません。災害から助かった命をいかに救うか。高齢者の命と暮らしを守ることので きる社会づくりが求められています。

今、地域の人のつながりが弱まり、平時でも誰かに「助けて」と言いにくい状況があり ます。ましてや災害時には言いにくいでしょう。平時から地域でのつながりづくりを進め る。お互いに気に掛け合い、共に支え合う。そんな関係を築くことができれば、災害時に もお互いに「助けて」と言い合え、高齢者の抱える問題に気づきやすくなります。災害時 に高齢者の命と暮らしが守られる地域社会づくりは、平時からのつながりづくりが鍵とな ります。

ある町の災害VCに伺った時、地域の高齢者の方がボランティアとして活躍している光 景を見ました。その方は「力仕事はできんけど、ボランティアの道案内ならできる」と大 活躍。被災直後は1人で家の片付けなどができず、ボランティアから「支えられる」側で したが、その後は地域を「支える」側として活動していました。高齢者が「支えられる」 ばかりではなく、担える役割を持って「支える」側に変わる。高齢者が活躍できる地域社 会をみんなで考えていくことが大切かと思います。

高齢者に限らず、障害者、子どもらが「支える」「支えられる」という垣根を越え、地域 で担う役割を持ち、人と人がつながり、共に支え合う社会(地域共生社会)づくりが求め られています。

高齢者の問題を切り口に、私たちみんなの問題に広げていく。そのことが、みんなが暮 らしやすい地域社会づくりにつながるのではないでしょうか。



東日本大震災で津波被害を受けた宮城県東松山市。 多くの人が長期にわたり避難生活を強いられた

(令和2年6月26日掲載)

なぜ部落差別は残るのか



角岡伸彦(かどおか・のぶひこ)

フリーライター。1963年、兵庫県生まれ。関西学院大学を 卒業後、神戸新聞記者などを経て、フリーライター。著書に 「被差別部落の青春」「はじめての部落問題」「ふしぎな部落 問題」「カニは横に歩く 自立障害者たちの半世紀」「ゆめいら んかね やしきたかじん伝 など。

被差別部落で生まれ育ち、主に差別問題をテーマに取材している私は、年に何度か人前 で話をする機会があります。

「あなたにとって、かけがえのないものは何ですか? |

ときおり、参加者にそう問いかけます。すぐに答えが返ってくる人もいれば、考え込む 人もいます。あなたなら、何を挙げますか?

これまで100人を超える人に答えてもらいましたが、一番多かったのは「家族」でした。 家族の中でも「子ども」と答える人がけっこうおられます。血縁でつながっている。また、 短くない時間を共有した身内が、多くの人にとって、かけがえのないものとして存在して いるわけです。

「ふるさと」と答える人も、少なくありませんでした。成育地は、家族とも密接に結びつ いています。つまり家族=血縁と、ふるさと=地縁は、私たち人間にとって、なくてはな らないものであると言えます。「私たち人間」と書きましたが、大げさな表現ではありませ ん。洋の東西を問わず、国家や地域は、この二つによって成り立っていると言っても過言 ではありません。

どこに生まれ育ち、誰と住むのか、誰によって育てられたのかは、どうでもいい話では ありません。それらが人に与える影響は、少なくありません。もちろん、部落出身者であ る私を含めてです。

地縁と血縁という人生を決定付ける重要な要素に、差別が忍び寄ることがあります。そ のひとつが、部落差別です。誰とどこに住むか、どういう家族を築くかという局面で(結 婚差別が思い浮かびます)、部落出身者が排除されることがあります。

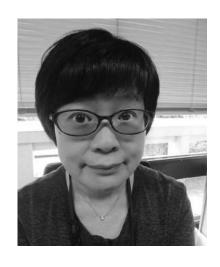
部落問題は、謂れのない差別と表現されますが、私に言わせると謂れがないわけではありません。家族と地縁を過剰に気にする人が、特定の集団・個人を排除する。それが長い間、続いてきたわけです。意識するしないにかかわらず、私たちはそのような文化の中で生活しています。

部落問題を伝えるから意識してしまうー。そのような声をよく聞きます。いわゆる"寝た子を起こすな"という考え方ですが、私は意識するのは、けっして悪いことではないと考えています。なぜなら、そういう文化土壌があるからです。問題は、ある共同体やそこに属する人々を蔑むことではないでしょうか。

部落問題を取り巻く状況は、ここ数年で大きく変化しました。インターネットの普及により、真偽はともかく、どこが部落か、誰が部落民かを詮索、暴露する情報があふれています。誤った情報を含め、簡単にそれらが手に入る時代になった今、本当の部落の姿を知ることが重要ではないでしょうか。意識し続ければ、新たな人や情報との出会いがあるかもしれません。

(令和2年7月24日掲載)

犯罪被害者の生活取り戻す



髙橋 敦子 (たかはし・あつこ)

高知県 県民生活·男女共同参画課 課長。1963年高知県 生まれ。労働政策課(当時)で働く女性のサポート・仕事と家 庭の両立支援を県民生活・男女共同参画課で犯罪被害者等支 援ほかを担当。2020年4月から現職。男女雇用機会均等法 の第一世代として仕事と育児の両立は公私ともにライフワーク、 「共倒れ」感もあるが、それぞれの家庭にあったやり方、で きる範囲でいいと考えている。

■誰にでも起こりうる

犯罪の被害に遭われた方々(犯罪および犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害 を被った方およびそのご家族・ご遺族)の人権は、高知県人権施策基本方針における11の人権 課題の一つです。

県内における令和元(2019)年の刑法犯認知件数は3562件、うち重要犯罪(殺人、強盗、 放火、強制性交など)の件数は41件でした。平穏な暮らしの中に突然起きた犯罪により、誰もが 被害者になる可能性があります。

こうした状況を踏まえ、「高知県犯罪被害者等支援条例」を、令和2(2020)年4月1日に施行 しました。この条例は犯罪の被害に遭われた方々を支え、誰もが安心して暮らすことができる地域 社会づくりを目指しています。そのためには県、市町村、民間支援団体などの関係機関が一層連 携を図って、必要な支援を被害直後から途切れることなく提供することができる体制の構築が必要だ と考えています。

条例は犯罪に遭われた方々の支援に関する県や県民、事業者、市町村、民間支援団体の責 務や役割を明らかにし、県が講じる支援に関する基本的施策を定めています。また、被害に遭わ れた方々に対する支援を総合的・計画的に推進するため、具体的施策などを定めた指針を策定す ることとしています。

■県民の役割とは

条例では、県民一人ひとりが、犯罪の被害に遭われた方々の支援の必要性についての理解を深 めること、「二次被害」を生じさせないよう配慮すること、県や市町村が行う支援施策への協力に努 めていただくことを定めています。

犯罪の被害には、犯罪による生命・身体・財産などに対する直接の被害(一次被害)だけでなく、

一次被害に起因するさまざまな被害(二次被害)を伴うことがあります。

二次被害は、周囲の無理解による心ない言動やインターネットなどを通じた誹謗中傷、捜査機関・司法機関などで何度も事件について聴かれることなど、さまざまな要因によって起こります。また、善意から「いつまでもくよくよしないで」「早く事件のことは忘れなさい」「お子さんの分まで生きて」といった言葉で励ましたつもりでも、被害の後の傷ついた心にはその言葉が引っかかったり、かえって引きずったりすることもあります。普段通りに接して寄り添うことが、被害に遭われた方々の心の傷を癒やし、平穏な生活を取り戻す手助けになる場合があります。

■困ったときの相談先は

ほとんどの場合、犯罪の被害に遭われた方々が最初に相談し支援を受けるのは警察です。警察だけではなく、県や市町村、弁護士会などさまざまなところが被害者への相談や支援を行っています。被害者への支援を専門に行う民間支援団体(こうち被害者支援センター)もあり、電話で相談を受けたり、日常生活の支援、病院や警察、裁判所への付き添いなどを行ったりしています。

また、今回の条例の施行に伴い、4月から県民生活・男女共同参画課内に「犯罪被害者等支援相談窓口」を設置しました。この窓口では専任の相談員が犯罪被害に関する相談をお受けし、支援施策に関する適切な情報提供や、必要な支援を途切れることなく提供できるよう関係機関につなぐなど支援の調整を行っています。

■目指す姿

高知県では、条例に基づく取り組みなどによって、犯罪の被害に遭われた方々が受けた被害の早期の回復・軽減およびその権利利益の保護を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指していきます。

犯罪の被害に遭われた方々が再びそれぞれの平穏な暮らしを取り戻せるように配慮していくことは、社会全体として取り組むべき課題です。被害に遭われた方々が置かれた状況をご理解いただき、被害者に配慮した対応を心がけてくださるようお願いします。

犯罪被害者等支援の相談窓口

窓口名称		電話番号	受付時間	内容
県	犯罪被害者等 支援相談窓口	088-823-9340	月~金 9:00 ~ 16:00 (年末年始、祝祭日除く)	犯罪被害に関する 相談、支援の調整
荀攵	犯罪被害者 ホットライン	088-871-3110	月~金 8:30 ~ 17:15 (年末年始、祝祭日除く)	犯罪被害者支援に 関する相談
警察	レディース ダイヤル110番	088-873-0110	24時間対応	女性の犯罪被害に 関する相談
民間支	こうち被害者 支援センター	088-854-7867	月~金 10:00 ~ 16:00 (年末年始、祝祭日除く)	犯罪被害に関する 相談及び支援
間支援団体	性暴力サポート センターこうち	0120-835-350 080-9833-3500	月~土 10:00~16:00 (年末年始、祝祭日除く)	性犯罪被害に関する 相談及び支援



高知県犯罪被害者等 支援条例に関する 県のウェブサイトの QRコード

(令和2年8月28日掲載)

「他・多」を受け入れる



ショーン バーゴイン (SEAN・BURGOINE)

高知大人文社会科学部講師。1968年オーストラリア・メル ボルン生まれ。メルボルン大学教育学部卒業、ニューキャッス ル大学大学院言語学修士課程修了(応用言語学修士)。日本 文化に興味を持ち90年に来日。高知移住の95年まで音楽で 生計を立てる。4枚のアルバムをリリース。評判のいい曲は「農 業地獄」と「軽トラウーマン」。自給自足生活に憧れ14年間 田舎暮らしをする。高知大では国際社会コースで応用言語学 を教える。専門は音声学、世界諸英語。

日本語が全く話せなかった30年前、私は初めて高知に旅行に来ました。若かったから か世間知らずだったからか、岡山からヒッチハイクをしようと思い立ちました。幸い、ト ラックに拾ってもらい、その運転手さんは道中ずっと、とても楽しそうに私に話し掛けて きてくれました・・・。

ただ私の方は彼の言っていることは一言も分からなかったのですが!かなり遅い時間に 高知に到着したにもかかわらず、彼は私のためにタクシーを見つけてくれました。そして ホテル到着して運賃を払おうとすると、運転手は身振り手振りで何かを伝えてきます。な んと、トラックの運転手が運賃をもう払ってくれていたのです!

これは私が外国人として日本で経験した、信じられない優しさとおもてなしのほんの一 部です。後に高知に移り住むことになり、県内の何ヵ所かに住みました。そのどの地域で も温かく受け入れていただきましたが、特に現在住んでいる所は特別です。

私が生まれたオーストラリアのメルボルンは外国で生まれた人口が38%を占める多民族 都市です。だからメルボルン出身の私には、「外人」または「外国人」という言葉にいまだ に違和感があります。

メルボルンでは、外国で生まれ渡豪した人々に対して、言葉の壁がなくなると同時に、 部外者という考え自体が薄まります。日本では西洋人はいつまでたっても「外人」で、そ の人の日本語がどれだけうまくても完璧でも、この事実は変わりません。これは典型的な 「外人」のイメージが多くの人についてしまっているからです。

例えば、日本人の妻と買い物に行く時、商品について私が質問をすると、多くの場合、 店員は妻の顔を見て返答します。おそらく日本語が分からないと思っているのでしょう。

また、今でも忘れられない出来事があります。当時私は英語教師ではなく、音楽で生計を立てていました。ある日、一緒にお花見をしていた中に親子連れがいて、父親が私に向かって「あなたが日本語を話しているから、娘の英語の勉強にならないじゃないか!」とすごい剣幕で怒ってきたのです。「白人の外人」は全員が英語教師とは限りません!

では私が差別を受けたかというと、答えははっきりと「NO」です。日本で差別が全く無いとは言っていません。おそらくどこにでも差別は存在するでしょう。

しかしながら、私が英語圏出身の白人として日本で経験してきたことは、真の差別とは どのようなものかを本当の意味で理解するに至っていません。一方、日本に住んでいる外 国籍保有者には投票権が無いし戸籍も無い。中長期間滞在者については在留カード所持の 義務もあります。4月3日以降は新型コロナウイルスにより再入国を禁止されるなど、法 的差別はいくつかあります。

もし差別があるとするなら、私の場合は良い意味での差別=恩恵を受けています。それは最近大きな問題となったアフリカ系アメリカ人の人種差別問題や、少数派の方々が苦しめられている人種差別とは程遠いものです。しかしながら、一般的な外国人が日本で経験するのは、いまだに良くも悪くも「第三者」扱いされる形です。

日本は非日本人との関わり方について、まだまだ改善でき得る分野を有していると思います。これは、多民族都市であるメルボルンでも同じです。

これらの問題には1つの答えで対応することはできませんが、私達が身の回りのこういった問題に気づき、目を向け続けることで、多岐にわたる多様性が、いろいろな社会で更なる相互理解につながると信じています。

(令和2年9月25日掲載)

「子どもの人権」守るとは?



高祖 常子(こうそ・ときこ)

認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク理事。子育 てアドバイザー、キャリアコンサルタント。資格は保育士、幼 稚園教諭2種、心理学検定1級ほか。NPO法人ファザーリン グ・ジャパン理事ほか各NPOの理事や行政の委員も務める。 子育て支援を中心とした編集・執筆ほか、全国で講演を行っ ている。著書は『男の子に厳しいしつけは必要ありません』 (KADOKAWA)、「感情的にならない子育て」(かんき出版) ほか。3児の母。

「子どもの人権」というと、なんだかちょっとピンとこないという方も多いのではないで しょうか。以下、子どもの権利条約について説明します。

■権利条約

「子どもの権利条約」は、1989年の国連総会で採択され、90年に発効。日本は94年に批 准しています。この「子どもの権利条約」の一般原則とされているのが、以下の四つの項 目です(ユニセフより)。

生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)=「すべての子どもの 命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活へ の支援などを受けることが保障されます」

子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)=「子どもに関することが行われ る時は、『その子どもにとって最もよいこと』を第一に考えます」

子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)=「子どもは自分に関係のある事 柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分 に考慮します|

差別の禁止(差別のないこと) = 「すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、 意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保 障されます |

なぜこのように「子どもの権利条約」を国連で決めなくてはならなかったかというと、 子どもの人権(人としての権利)が守られていないからです。

国連で定められている条約には、女性の権利、障害者の権利などがあります。人権が守られていないから、権利条約を作って守らなければならないということです。これは子どもの人権についても同じことが言えるでしょう。

■体罰禁止

2018年3月に東京都目黒区の5歳の結愛ちゃん、19年1月に千葉県野田市の10歳の心愛ちゃんの虐待死事件が起こりました。

この二つの虐待死によって政治が動き、19年6月に「親権者からの体罰禁止」を盛り込んだ改正児童福祉法などが可決成立しました。改正法では、親は「児童のしつけに際して体罰を加えてはならない」とされたのです。

厚生労働省の調べでは、毎年虐待によって70~80人の子どもたちの命が奪われています。私は虐待死の最初には、しつけのための体罰があると考え、仲間とともに体罰禁止の法的明示を訴えてきました。やっとそれが実現したということです。

ガイドライン作成のための「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」(厚生労働省2019年度)に、私も参加させていただきました。子どもへの体罰禁止は、20年4月から「体罰等によらない子育てのために~みんなで育児を支える社会に~」というタイトルでスタートしています。

子ども虐待はもちろん、叩いたりどなったりして、威圧的に大人の言うことを聞かせる ということは、「子どもの人権」を侵害する行為です。体罰は子どもの脳に悪影響を与え、 成長・発達にもよくないことが研究によって指摘されています。

「子どもの人権」を尊重した対応をしていくことが、子どもの健やかな成長・発達のため に欠かせません。

(令和2年10月30日掲載)

なくそう!職場のハラスメント



廣瀬 真理 (ひろせ・まり)

高知労働局雇用環境・均等室長。1964年、愛媛県生まれ。 87年に労働省岡山婦人少年室入省。男女雇用機会均等法、 育児・介護休業法、パートタイム労働法、次世代育成支援対 策推進法や女性活躍推進法にかかる業務を担当。2018年4 月から現職。今年6月施行のパワーハラスメント対策も担当業 務となった。

高知労働局雇用環境・均等室総合労働相談コーナーではさまざまな労働相談をワンストッ プで受けています。過去5年間の個別労働紛争相談で各年度とも一番多いのは職場のいじ め・嫌がらせで、2019(令和元)年度は427件で過去最多となりました。

いじめ・嫌がらせには、他の労働者の面前で繰り返し叱責や侮辱的言動をする、無視や 仲間はずし、仕事を与えないといったものが含まれています。セクシュアルハラスメント や、いわゆるマタニティハラスメントに関する相談も寄せられています。

職場におけるハラスメントは個人の尊厳や人格を不当に傷つける行ってはならない行為 です。ハラスメントに起因して起こる問題として、労働者の意欲の低下などによる職場環 境の悪化や、職場全体の生産性の低下があります。さらには労働者の健康状態の悪化、休 職や退職、これらに伴う経営的な損失などもそうです。

今年6月に施行された改正労働施策総合推進法によって、パワーハラスメントの定義や 関係者の責務が定められました。

同法が定義する職場でのパワハラとは、「優越的な関係を背景とした言動 | 「業務上必要 かつ相当な範囲を超えている」「労働者の就業環境が害される」の3要素を全てを満たすも のをいいます。

次に事業主に求められる責務を紹介します。まず、職場でハラスメントを行ってはなら ないことや、ハラスメント問題に関して、労働者が関心と理解を深められるよう努めるこ とが必要です。

そして、労働者が他の労働者(他社の労働者や求職者を含む)への言動に注意を払える 態勢づくりのため、研修を行うなどの配慮が求められます。事業主自身がハラスメント問 題への関心と理解を深め、労働者に対する言動に注意を払うよう努めることも大事です。

一方で、労働者もハラスメント問題への関心と理解を深めることが必要で、他の労働者に対する言動に注意を払い、事業主が行う雇用管理上の措置に協力するよう努めることが 責務となります。労使が自らの責務をしっかりと認識し、ハラスメントのない職場をつく ろうという気持ちが大切です。

法改正によって事業主に義務化されたことがあります。「パワハラについて職場の方針などを明確化した上での周知、啓発」「相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備」「パワハラがあった際、職場の事後の迅速かつ適切な対応とプライバシーの保護」などです。ただし、中小企業については22年3月31日までは努力義務となっています。

さらに、職場のハラスメントについて相談したことや雇用管理上の措置に協力して事実を 述べたことを理由に、解雇したり不利益な取り扱いをしたりすることも禁止されました。

■困ったときは相談を

職場のハラスメント被害にあった方はお勤め先の相談窓口や人事・労務担当者に相談しましょう。また、事業主が相談に対応してくれない場合や、事業主として職場のパワハラについて相談したい場合は、高知労働局雇用環境・均等室(電話 0 8 8 - 8 8 5 - 6 0 4 1)や各労働基準監督署内に設置の「総合労働相談コーナー」にご相談ください。専門の相談員が秘密厳守で相談者のニーズを踏まえて対応します。

(令和2年11月29日掲載)

ありのままの個性大切に



川村 郁子 (かわむら・いくこ)

県立療育福祉センター 発達障害者支援センター所長。心理 判定員。幼児から成人までを対象とする中、おもに義務教育 終了後から青年期成人期支援を担当。相談内容はパートナー や職場、学校などでの人間関係や生活環境の整え方などに関 する事柄が多く、個々のニーズに応じた助言や、学校・職場 などの支援機関と連携しながら、環境調整などに関して「合 理的配慮」の視点とともに提案や助言をしている。また普及啓 発の一環として学習会等の講師も務める。

「理解してくれないなら、かかわらないでほしい。声をかけないで」。発達障害の診断の ある12歳の少年はかつてこのように言いました。

高知県に発達障害児者支援の機能を持つ部署が発足して14年目を迎えています。発達障 害者支援センターとして、「発達障害」に関する理解を深めていただけるよう、さまざまな 機会を捉え年間を通して啓発活動を実施しています。ただ、少年が発した本当の意味での 「理解」が広まり深まっているかは、いまなお課題の一つとなっています。

私どもの部署では12年前から、発達障害の中でも自閉スペクトラム症の診断のある方、 特に小中学生を対象に自己認知支援グループという活動を行っています。自己を知る▷自 分のタイプ(特性)を知る▷自分に合った対処のコツを学ぶ-ことが目的です。

これまで参加していた子どもたちも今では仕事についたり、学生生活を送ったりしていま す。年に1度、同窓会を開いていて、そこで1人の青年がこんなことを話してくれました。

「まだ10代だったあの頃は、自分の診断名を知ってはいたけど、発達障害の診断がある という自分のことがイヤだ、考えたくなかったのも事実。何かトラブルが起こると、やっ ぱり発達障害だから?と理由付けにしてしまったり、そんな自分に対して腹が立ったりし ていたんです」。ただ10年たって、心境は変わっていったそうです。

「少し仕事もしてみて、10年くらい前にグループで出会った人たちと今でも会える機会 (場)があるというのは、自分にとって大事なことで、これからも大切にしたいと思って います。自分は『自分』でいいんだ。このままの自分が『自分』なんだ。後輩たちにもこ の気持ちを伝えたいしと。

現在も、私たちはグループのメンバーひとりひとりに、「人はそれぞれ興味関心が違って

いる、それはその人の個性であって、それでいいんだよ、それが大事なんだよ」と伝え続けています。

子どもたちの中には、自分に合った対処のコツを毎日の生活に役立ててくれている人もいるようです。文字を読み飛ばすことがある人は、文章の1行だけが見えるようにする補助用具(リーディングスリット)を使って、文章を読むなど、自分の特性に合ったツールをうまく活用しています。

また、私たちも環境が変わることにより影響を受けますが、発達障害のある方々の多くは、その変化を敏感に受け止め、戸惑い、苦手と感じることもあります。ですから、毎日の生活リズムやルーティンを大事にしたり、「~すべき」と捉えがちなところを、「~もあるよね」と、世の中には白黒はっきり分けられないものがたくさんある、と考えるようにしている人もいます。

こうした発達障害のある人たちに対し、私たちはどう接していけばよいのでしょうか。 それはその人をその人として認める、ありのままを受けとめようとする姿勢をもつこと、 と私は思います。

好きな色は何ですか?の問いに「青」といっても、群青色であったり、航空機体のマークの色だったりと人それぞれです。

「発達障害のある○○さん」ではなく、好きな色はスカイブルーで、発達障害の特性もある○○さん・・・のように、その人そのものを見ること、知ること、そんな理解の仕方をできるだけ多くの方々に伝えていくことが、私たち発達障害者支援センターが果たす役割だと考えています。

人も私たちの行動も理解を深めるために必要な環境をつくっていく一つの手段(事柄) だと思います。

私たちは、発達障害のある方々が安心して明日を迎えることができる環境を整えていくために、「理解する」ことを人に伝え、対処のコツや日々の生活に活用できるような手だてを提案していくことを通じて、発達障害児者への理解・啓発を行っていきたいと考えています。



このQRコードから 県発達障害者支援センター 「きらっと」のパンフレット 画像にアクセスできます。





▲自閉症啓発のシンボルのパズルピースを モチーフにしたピンバッジ

(令和2年12月24日掲載)

ネットいじめ 巧妙・深刻化



竹内 和雄 (たけうち・かずお)

兵庫県立大環境人間学部准教授。公立中学校で20年生徒 指導主事などを担当 (途中小学校兼務)。 寝屋川市教委指導 主事を経て2012年より現職。生徒指導を専門とし、いじめ、 不登校、ネット問題、生徒会活動などを研究している。文部 科学省、総務省等で、子どもとネット問題についての委員を歴 任。NHK「視点・論点」「クローズアップ現代」などにも出演。 14年ウィーン大学客員研究員。

私は元中学校教員で、9年前に大学教員になってからも、子どもたち自身が自分とネッ トについて話し合う「スマホサミット」を年間30回以上コーディネートしています。こ こでは子どものネットいじめに焦点をあてて書いてみます。ネットいじめは子どもたちに 強いダメージを与えます。24時間逃げ場なく、どこにいても誰かに書かれているかもしれ ません。

学校裏サイトなどが話題になった2009年ごろ、「プロフ」「ホムペ」などといわれる 個人のホームページなどで「死ね死ね死ね」などの攻撃が繰り返されました。匿名で記載 できる安心感から、激しい言葉が飛び交いました。

12年ごろ、子どもたちの利用の中心がLINEなどの記名サイトに移行したため、実はこ ういった直接的な言葉は減り、当事者がいないグループを新たに作って、そこでこっそり 悪口を語ります。「死ね死ね死ね」はそれはそれでつらい仕打ちでしたが、自分の知らない 所で悪口を言われているかもしれない恐怖は子どもたちを震撼させました。

17年ごろになるとさらに巧妙になります。ラインのステータスメッセージという機能 が使われるようになります。もとは自己紹介や好きな言葉を書く場所で、誰でも見ること ができ、変更されるたびに皆に周知されます。そこに誰のことか分からない否定的な言葉 が書き込まれます。

「あいつむかつくよな」「女王様気取りはやめて」などです。読んでいる人は何となく誰 のことか分かります。読んだ人は「私のことかもしれない」と不安になります。真綿で首 を絞めるような陰湿ないじめです。じわじわと追い詰めますが、加害者は言い訳も用意し ます。後に教員らにいじめだと指摘された時のために「ドラマの感想を書いただけ」など の言葉を用意し、周囲と口裏を合わせます。

20年の今、中高生の利用の中心はツイッターやインスタグラムに移行しています。中 高生は「ラインで業務連絡して、ツイッターやインスタでやりとり」と言います。最近多 いのがストーリーズ(子どもたちはストーリーと呼ぶことが多い)でのトラブルです。

ストーリーズとはインスタグラムの機能で、24時間で消える短い動画です。24時間で消える安心感から、子どもたちは自分の近況報告を兼ねて頻繁に上げることが多いのです。最近、「ストーリーに意味深なこと書かれた」という相談が多く、子どもたちはどんどん巧妙になっていきます。

いつ自分が書かれるか分からない…。こういう緊張感の中で生きています。明らかな人権侵害ですが、自分の人権が侵害されているかどうか、正確には分かりません。周囲の反応から多分、自分がいじめのターゲットなのは分かる。

しかし確証はないので、先生にも言えない。不用意に親や先生に相談したら、先生は過剰に反応します。彼らは「暴走」と言います。相手を呼び出したり、学年集会を開いたり…。立場がなくなり、さらに孤立してしまいます。私たち大人が対応を学ばなければなりません。

先日、ネット上の誹謗中傷をきっかけに女子プロレスラーが自殺した可能性があることが大きく報道されました。ある高校生は、「大人もいじめてるんだ…」と言っていました。 試されているのは私たち大人です。 ここるんだよりvol.9(2019年6月発行)より

多様な個性が尊重される時代へ

「高知県人権施策基本方針 -第2次改定版-」が策定されました

高知県文化生活スポーツ部 人権課

■社会情勢に対応した、新たな指針

私たちの社会では、痛ましい児童虐待事件やいじめ、さまざまなハラスメント、インターネット上での誹謗中傷や悪質な差別的な書き込みなど、深刻な人権問題が発生しています。

こうした中、高知県では、人権施策の方向性や人権課題ごとの推進方針、具体的な取組とその達成目標などを定めた「高知県人権施策基本方針」を策定し、人権教育・人権啓発の取組を進めています。

この「基本方針」の「第1次改定版」(推進期間平成26~30年度)が最終年度を迎えたことから、 平成31年3月に「第2次改定版」(推進期間平成31~35年度)を策定しました。

「第1次改定版」の推進期間中には、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」や「部落差別解消推進法」のいわゆる「人権三法」や、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。さらに、性的少数者の人権への関心の高まり、外国人労働者の受け入れ拡大に伴う外国人との共生を巡る議論の広がりなど、人権を取り巻く社会情勢は大きく変化してきています。

■「性的指向・性自認」が、人権課題の柱の一つに

「第2次改定版」は、こうした状況の変化を踏まえ策定されたものです。主な改定のポイントとしては、まず、「いじめ」に関して未然防止、早期発見・早期対応などの取組を充実させています。

また、「第1次改定版」で「その他の人権課題」としていた「性同一性障害*1」と「性的指向*2」については、企業等が実施した調査で人口の約8%の方が性的少数者に該当するとされていることや、平成29年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」において、関心のある人権課題として「性同一性障害」と「性的指向」の合計が20.7%と前回調査(平成24年度実施)より7.9ポイント増えたことなどから、県民に身近な人権課題として位置付けることとしました。これにより、県民に身近な10の人権課題(同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権)に、新たに「性的指向・性自認*3」が加わり、11の人権課題となっています。

■共生社会の実現に向け、ともに歩む

「21世紀は人権の世紀」と言われ、「人権」は、「平和」「環境」とともに21世紀のキーワードとされています。すべての人の人権が尊重され、誰もが共生できる社会を実現するためには、県や市町村での人権教育や人権啓発の取組をこれからも推進していくことはもちろんのことですが、なにより県民の皆さま一人ひとりが人権についての当事者であるという認識のもと、それぞれの地域、

職場、家庭で積極的な取組をしていただくことが重要 となります。よろしくお願いいたします。

なお、県では、「第2次改定版」の概要版(全11ペー ジ)を作成しています。お問い合わせは高知県人権課 (TEL: 088-823-9804)までお願いします。



年度に実施)

もっと詳しく知りたい方へ

「高知県人権施策基本方針-第2次改訂版-」の全文を下記 の高知県人権課のホームページに掲載していますのでご参照 ください。

また、「第2次改訂版」の概要版をご入用の方はご連絡くだ

高知県人権課 2088-823-9804 HP http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141101/

※1 「性同一性障害」: 生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(「性自認」(心の性))が一致し ないため、社会生活に支障が生じる状態を言います。

※2「性的指向」:人の恋愛・性愛がどういう対象(異性愛、同性愛、両性愛など)に向か

うかを示す概念をいいます。

※3「性 自 認」:脚注※1に記載しています。

県民に身近な11の人権課題

同和問題	外国人
女性	犯罪被害者等
子ども	インターネットによる人権侵害
高齢者	災害と人権
障害者	新性的指向·性自認
HIV感染者等	

性的指向・性自認 -

【推准方針】

- ★性の多様性についての理解を深めるための教育・啓発の推進
- ★性的指向や性自認を理由とした偏見や差別に対する相談や支援

【県の主な取組】

- ●教職員の校内研修を支援する「人権問題学習支援事業」の実施
- ●講演会や講座の実施
- ●男女共同参画センター「ソーレ」における相談窓口の充実

60 (%) コラム 関心のある人権問題 障害者 43.3 47.4 (人権に関する県民意識調査 高知県) 高齢者 42.4 インターネットによる人権侵害 ■ 問. 日本の社会における人権にかかわる問題として、 子ども あなたが関心のあるものはどれですか。 地震など災害時の人権問題 (複数回答可) 女性 回 (平成 29 年度) 北朝鮮当局による拉致問題等 同和問題 前 回 (平成 24 年度) 犯罪被害者等 人身取引 前々回 (平成 14 年度) 性同一性障害 外国人 「人権に関する県民意識調査」は、県がこれからの人 刑を終えて出所した人 権施策を進めていくうえでの基礎資料とすることなど HIV 感染者等 を目的に、県民の皆さまの人権に対する意識について、 性的指向 5年ごとに実施しているものです。 ハンセン病元患者等 平成 29 年度の調査は、選挙人名簿から無作為抽出し た県内在住の 18 歳以上の 3,000 人に、調査票を郵送 ホームレス し 1,604 票の有効回収(回収率 53.5%)を得ること アイヌの人々 ができました。 その他の問題 (前回調査は平成 24 年度に、前々年度調査は平成 14

● お問い合わせ先 高知県人権課 TEL: 088-823-9804

E-mail: 141101@ken.pref.kochi.lg.jp

特にない

ここるんだよりvol.10(2019年9月発行)より

災害時の要配慮者対策について





高知県 地域福祉部 地域福祉政策課

■災害が起こった時、特に配慮が必要な方がいます

平成23年3月に発生した東日本大震災では、避難生活の中で、ストレスや不衛生な環境による体調の悪化、エコノミークラス症候群などにより死亡する、いわゆる「災害関連死」と認定された方が3,700人あまりにのぼりました。また、平成28年4月に発生した熊本地震では、揺れによる死亡者数のおよそ4倍の方が災害関連死とされています。

災害が起こった直後は、周りも自分も混乱して大変な状況になることが予想され、通常以上に配慮が必要な場面が発生します。高齢者や障害者、乳幼児など災害時に配慮が必要な方「災害時要配慮者」は、特にそのような傾向にあります。

■災害時要配慮者とは?

災害時に配慮が必要な人のことで、次のような 方が考えられます。 高齢者 障害者 難病の人 乳幼児

妊産婦

外国人

など

■どんなことで困るのか?

災害時要配慮者にはどのような困難さがあるのでしょうか? 例えば、次のようなことが考えられます。

● 高齢者

- ・災害発生時に素早い行動が難しい。
- ・和式トイレの利用が難しいため、水分の 摂取を控え、体調を崩す。

● 難病の人

- ・停電すると医療機器が使えない。
- 薬の確保が難しい。

● 妊産婦

- ・着替えや授乳の場所が少ない。
- ・素早く避難することが難しい。

● 障害者

- ・警報などの音声がわからない。(聴覚障害)
- ・文字や絵から情報を得ることができない。 (視覚障害)

乳幼児

- ・生活環境の変化により精神的、身体的症 状が現れやすい。
- ・状況を理解して判断することが難しい。

● 外国人

・日本語での情報だとわからない。

地域みんなで逃げて、みんなで助かるためには、普段から災害時要配慮者の事情を考慮しながら、 日頃から地域の皆さんと一緒にどのように対応すべきかを考えておくことが大切です。

■「避難する」ことへの取り組み

今後30年以内に、70%から80%の確率で発生すると言われている南海トラフ地震により、高知県は大きな被害を受けることが想定されています。

県では、南海トラフ地震に備えるため、行政、事業者、県民の皆様がそれぞれの立場で実施すべき具体的な取り組みをまとめた「南海トラフ地震対策行動計画」を策定し、ハード、ソフトの両面から様々な対策を進めています。本年度から始まった第4期の行動計画では、災害時要配慮者対策を重点課題の一つに位置づけ、取り組みを充実・強化しています。

その取り組みの一環として、市町村と連携し、災害発生時に一人では避難することが困難な方、いわゆる「避難行動要支援者」の名簿を作成し、本人の同意を得たうえで警察や消防といった応急 救助機関のほか、自主防災組織や民生委員など、避難を支援していただく方々に名簿情報を提供して、お一人お一人の状態に配慮した避難支援のための個別計画づくりを進めています。

詳しくは、「災害時要配慮者の避難支援の手引き」をご覧ください。

■避難行動要支援者とは?

災害時要配慮者のうち、災害時に一人では避難 することが困難で、避難のために特に支援が必要 な方です。

■「避難所生活」にも備える

災害時に配慮が必要な方も安心して避難所で生活することができるよう、避難所ごとに地域の方が中心となって運営できるマニュアルづくりが進められています。

今後、災害時であっても避難された方の状態に 配慮した対応ができるマニュアルへとバージョン アップするとともに、訓練を通して実効性を高め ていくこととしています。

自然災害の発生を止めることはできませんが、 日頃からお互いに思い合い、支え合うことで、災 害時においても大切な命や人権が守られていくこ とになります。

誰もが安心して暮らせる地域づくりにご協力を お願いします。



もっと詳しく知りたい方へ



「災害時要配慮者の 避難支援の手引き 〜みんなで逃げる みんなで助かる〜」

平成26年3月発行

「災害時要配慮者の避難支援の手引き」を下記の高知県地域福祉政策課のページに掲載していますのでご参照ください。

http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060101/youhairyo.html

● お問い合わせ先 高知県地域福祉政策課 TEL: 088-823-9089HP http://pref.kochi.lg.jp/soshiki/060101

ここるんだよりvol.11 (2019年 12月発行) より

女性の人権 と 女性の活躍

~各機関が連携して取組を進めています~



県民生活・男女共同参画課 こうち男女共同参画センター「ソーレ」 高知県女性相談支援センター

■女性の人権を守るために

配偶者等からの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、多くの場合、女性が被害者になることが多いことから、女性の人権を守り、男女共同参画社会を形成していくうえで解決しなければならない重要な課題です。

DVは、配偶者や恋人等のごく親密な関係にある相手からの暴力であるため、家庭内等、外部の目が届きにくい場所で行われることが多く、また、周囲が気が付いても、「家庭の問題」、「他人が口出しすることではない」と見過ごされ、潜在化しやすい特徴があります。また、様々な種類の暴力が重複して加えられたり、暴力の程度や頻度がエスカレートし、長期化していくことで、被害が深刻化しやすい特徴もあります。

このため、県では、平成18年度に「高知県DV被害者支援計画」を策定し、相談体制の整備や被害者の安全確保、民間支援団体等と協働した広報・啓発などの取組を進めています。

今後も各関係機関と連携を図り、配偶者等からの暴力の防止と、被害者の発見、保護から自立まで切れ目のない支援に取り組んでいきます。

■男女が互いに尊重しあうことの大切さ

こうち男女共同参画センター「ソーレ」では、性別や年齢などに関係なく、互いに認め合い、責任を分かち合いながら、自分らしく暮らしていける社会である男女共同参画社会を推進するために、ジェンダー(社会的につくられた性差のこと)やドメスティック・バイオレンス、仕事と生活の調和、性の多様性など各分野の専門家を招き、講演会や講座を開催するほか、講師を地域や団体、企業に派遣する出前講座を行っています。

講演会や講座は、貴重な学びの機会として、また若者から高齢者まで幅広い年代が交流できるふれあいの場としても好評をいただいています。日常生活のリフレッシュや、新たな気づきのために、ぜひ「ソーレ」にお越しください。

■女性の活躍で、高知を元気に!

全国に先行して人口の自然減が進行する中、少子化傾向に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある高知県を維持するため、「女性の活躍の場の拡大」を重要政策に位置付け、家庭や地域、職場といった社会全体で子育てしながら働く女性を支援する仕組みづくりに取り組んでいます。

中でも、地域の支え合いによる子育て支援の仕組みである「ファミリー・サポート・センター」は、新規開設から運営まで一貫して支援してきた結果、県内10市町に広がりました。

また、女性の就労を支援する取組では、平成26年度に開設した「高知家の女性しごと応援室」において、これまでに約2,200人の方々から相談をお受けし、740人を超える方が就職されるなど、成果が表れ始めています。

今後も、様々なライフステージを迎える女性が希望に応じて働き続けられるよう取組を 進めていきます。

女性の人権に関する相談窓口 🕶

- ●女性の様々な悩みや、日常生活のなかで直面する問題、不安や心配ごとに関することこうち男女共同参画センター「ソーレ」☎088-873-9555
- ●女性が抱える様々な問題や配偶者などからの暴力に関すること 高知県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター) ☎088-833-0783
- ●女性の人権侵害に関する相談

女性の人権ホットライン ☎0570-070-810(ナビダイヤル)

●職場におけるセクシュアルハラスメント、育児・介護休業等に関すること

高知労働局雇用環境•均等室 ☎088-885-6041

●性犯罪被害、DV被害、ストーカー被害、被害者支援などに関する相談

高知県警察本部警務部県民支援相談課 女性被害相談電話 「レディースダイヤル110番」 **2088-873-0110**(24時間受付)

●性暴力被害に関すること

性暴力被害者サポートセンターこう5 **☎080-9833-3500**(コーラルコール) ここるんだよりvol12(2020年3月発行)より

学校現場における子どもの人権



高知県教育委員会 人権教育課 主任社会教育主事 神野 博敬

いじめについて

■いじめを防止するために

いじめは、人としての尊厳を傷つけるものであり、子どもの生命や心身の成長、人格の形成に影響のある重大な問題です。

高知県教育委員会では、これまでいじめの防止等の取組を推進してきましたが、いじめでつらい 思いをしている子どもが今もなおいることなど、まだまだ課題があると考えています。

■どういうことが「いじめ」にあたるのか

これまでのいじめの定義は、「一方的に」「継続的に」 「深刻な」などの要素が含まれており、社会通念上の深 刻ないじめに限定して「いじめ」と捉えられていました。

しかし、いじめ防止対策推進法(平成25年6月制定)に規定された「いじめ」は、その考え方よりとても広く、いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じた場合は、「いじめ」にあたるとされています。**

国立教育政策研究所のいじめの追跡調査(平成28年6月)によれば、ほとんどの子どもがいじめの被害や加害を経験しており、また多くの子どもが入れ替わり被害や加害を経験していることがわかっています。このことから、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という捉え方が重要といえます。

このような状況を踏まえ、すべての大人がいじめについての考え方を理解し、ささいなこともいじめとして積極的に捉えることで、いじめの被害を見落とさず、見逃さず、いじめから子どもを守る取組を行っていくことが大切です。

* いじめの定義

(いじめ防止対策推進法 第2条)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



■いじめに対する意識を高める

「いじめ防止対策推進法」の制定以降、高知県におけるいじめの認知件数(いじめとして学校が認知した件数)は、毎年増加する傾向にあります。各学校では、教職員間の情報共有や授業、学級活動等での子どもの観察等に組織的に取り組んでおり、このような取組を通じた教職員のいじめに対する意識の高まりが、いじめの認知とともに未然防止や早期対応にもつながっていると考えています。

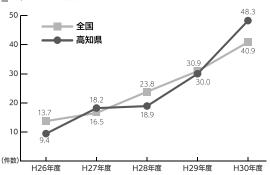
また高知県教育委員会では、県民総ぐるみでいじめの防止等の対策の推進を目指す「高知県いじめ防止基本方針」に基づいて「『高知家』いじめ予防等プログラム」を作成し、令和2年度当初に学校、保護者、地域、関係機関・団体等に配布する予定です。県民一人ひとりがいじめに対する理解をさらに深め、すべての子どもの人権が守られ、安心して生活を送ることができる社会を一緒につくっていきましょう。

不登校について

■不登校の子ども一人ひとりを支える

現在、本県の不登校の出現率は全国と比較しても高く、不登校の子どもが増加する傾向にあります。 不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路 選択上の不利益、社会的自立へのリスクもあること から、子ども一人ひとりに応じた適時適切な支援が 重要となります。

DATA 国・公・私立学校いじめ認知件数の推移 高知県と全国の比較 (1,000人当たりの件数) (H30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の結蹊題に関する調査より)



■より幅広く、切れ目のない支援へ

高知県教育委員会では、子どもたち一人ひとりに居場所のある学級・学校の実現や「わかる授業づくり」など、子どもにとって魅力ある学校づくりを推進しています。また、課題や悩みなどのある子どもに適切に支援できるようスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充を進めています。さらに、令和2年度より、各学校に不登校担当の教員を位置付け、初期段階からの組織的な支援体制を整えるとともに、各市町村の教育支援センターなど、学校以外の学びの場の充実を図っていく予定です。

このように、学校と教育支援センターなど関係機関との連携を強化し、就学前から高等学校までの各段階において、個々の不登校の子どもに応じた切れ目のない適切な支援がさらに充実するよう取組を進めていきます。

■子どもたちの明るい未来のために

不登校やその他、様々な背景・要因により支援を必要としている子どもたちがいます。

高知県教育委員会では、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、県民総ぐるみで子どもの人権を守り、健やかに育むことのできる社会が真に実現するよう取り組んでいきます。

すべての子どもが自分の夢や目標に向かって生き生きと生活し、心豊かで笑顔あふれるよう、今 後とも皆様のご協力をよろしくお願いします。



子どもの人権に 関する相談窓口

高知県心の教育センター☎0120-0-78310(24時間子どもSOSダイヤル/無料)

高知県中央児童相談所☎088-866-6791

●少年サポートセンター ☎088-822-0809 (ヤングテレホン)

●高知県幡多児童相談所☎0880-37-3159

高知地方法務局☎0120-007-110(子どもの人権110番/無料)

●高知県教育委員会事務局人権教育課☎ 088-821-4765

● お問い合わせ先 人権教育課 TEL: 088-821-4765

ここるんだよりvol.13(2020年 6月発行)より

誰もが安心して暮らすことが できる地域社会をめざして



~高知県犯罪被害者等支援条例が施行されました~

高知県 県民生活・男女共同参画課

■条例制定に至る背景について

これまで本県では、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪 の被害に遭われた方々やそのご家族に対して、関係機関と 連携しながら相談対応や必要な支援に取り組んできました。

しかし、全国的には、様々な犯罪が発生しており、被害に遭われた方々が直接的な被害や二次被害に苦しめられ、被害の早期の回復や軽減につながらない事例も少なくありません。

こうした状況を踏まえ、県、市町村、民間支援団体などの関係機関が一層の連携を図り、必要な支援を被害直後から途切れることなく提供することができる体制を構築し、犯罪被害者等を支えることで、誰もが安心して暮らすことができる地域社会をつくることを目指し、「高知県犯罪被害者等支援条例」が制定されました。全国の都道府県では





条例の詳細はこちらからご覧いただけます。▲

20番目(四国では初めて)の特化条例(犯罪被害者等の支援に内容を限定した条例)で、令和2年4月 1日から施行されています。

■今後、条例が制定されたことで何か変わるの?

この条例は、犯罪被害者等の支援に関する県や県民、事業者、市町村、民間支援団体の責務や役割を明らかにするほか、県が講じる支援に関する基本的施策などを定めています。

さらに、犯罪被害者の方々に対する支援を総合的・計画的に推進するために、犯罪被害者等の支援に関する指針として、基本方針や具体的施策を定めるとともに、施策の実施状況についても適宜公表することとしています。

■私たち県民の役割とは?

わたしたちの誰もが犯罪に巻き込まれる可能性があります。今回の条例では県民一人ひとりが、犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深めること、「二次被害」を生じさせないよう配慮すること、県や市町村が行う犯罪被害者支援の施策に協力することに努めていただくことが盛り込まれています。

犯罪の被害には、生命・身体・財産などに対する直接の被害(一次被害)だけでなく、その一次被害に起因する様々な被害、つまり二次被害を伴うことがあります。

二次被害は、周囲の無理解による心ない言動やインターネット等を通じた誹謗中傷、捜査機関、司法機関等で何度も事件について聴かれることなど、様々な要因によって起こります。

犯罪は今まで経験したことのない強いショックと苦痛を一瞬にして与えます。「いつまでもくよくよしないで、早く事件のことは忘れなさい」、「これも運命だから」、「思ったより軽くて良かった」、「元気を出して」、「お子さんの分まで生きてください」、「しっかりしなさい」、「頑張って」のような言葉で「早く立ち直ってもらいたい」と励ましたつもりでも、被害の後の傷ついた心にはその言葉が引っかかったり、かえって引きずったりするのです。それぞれの立場で「二次被害」への理解を深めていきましょう。

■困ったときにどこに相談すれば良いの?

ほとんどの場合、犯罪被害者が最初に相談し支援を受けるのは警察です。また、警察だけではなく、 県や市町村、弁護士会など様々なところが犯罪被害者への相談や支援を行っています。さらに、被害者 への支援を専門に行う民間支援団体もあり、電話で相談を受けたり、日常生活の支援、病院や警察、裁 判所への付き添いなどを行っています。

高知県でも、今回の条例の施行に伴い、4月から県民生活・男女共同参画課内に「**犯罪被害者等支援** 相談窓口※」を設置しました。

この窓口は、専任の相談員が、犯罪被害に関する相談をお受けし、支援施策に関する適切な情報提供や、必要な支援を途切れることなく提供できるよう関係機関につなぐなど、支援の調整を行っています。

■めざす姿

高知県では、こうした条例に基づく取組などによって、犯罪被害者の方々が受けた被害の早期の回復、 軽減、権利利益の保護を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指していき ます。

■ 相談窓口

窓口名称		連絡先	受付時間	内容
県の 相談窓口	※犯罪被害者等 支援相談窓口	088-823-9340	月曜日〜金曜日 午前9時〜午後4時 (正午〜午後1時は休憩) (年末年始・祝祭日除く)	犯罪被害に関する相談、 支援の調整
警察の 相談窓口	警察総合相談電話	088-823-9110	24時間対応	各種警察相談の総合窓口
	レディースダイヤル110番	088-873-0110	24時間対応	女性の犯罪被害に関する相談
	犯罪被害者ホットライン	088-871-3110	月曜日~金曜日 午前8時30分~午後5時15分 (年末年始·祝祭日除く)	犯罪被害者支援に関する相談
	少年相談(ヤングテレホン)	088-822-0809	月曜日~金曜日 午前8時30分~午後5時15分 (年末年始·祝祭日除く)	少年に関する相談
民間支援団体	認定NPO法人 こうち被害者支援センター	088-854-7867	月曜日〜金曜日 午前10時〜午後4時(年末年始・祝祭日除く)	犯罪被害に関する相談及び支援
	性暴力サポートセンター こうち	0120-835-350 080-9833-3500 (コーラルコール)	月曜日〜土曜日 午前10時〜午後4時(年末年始・祝祭日除く)	性犯罪被害に関する相談及び支援

● お問い合わせ先 県民生活・男女共同参画課 TEL: 088-823-9319

ここるんだよりvol.14(2020年9月発行)より

新型コロナウイルス感染症 防止対策と人権への配慮について

~県民のみなさまへのお願い~

高知県 危機管理・防災課

■感染拡大の状況

令和2年に入って、我々の生活に大変大きな影響をもたらしている「新型コロナウイルス感染症」は、世界中で猛威を振るっており、感染の終息がいつになるか見通せない状況です。

2月には本県で初めての感染が確認され、それ以降は4月下旬にかけて感染の大きな波が訪れました。この間に74名の方が感染して入院治療を受けることになりました。

■新たな生活様式の実践

これまで県民の皆さまには、不要不急の外出自粛や 他県との往来自粛など感染拡大防止に取り組んでいた だいたことで、県内での感染者は4月下旬から7月中 旬まで2ヶ月以上確認されませんでした。

しかし、7月に入ってから全国的に感染者が急増するなど、新たな感染の波が訪れていることから、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら生活をすることが、今後さらに重要となります。

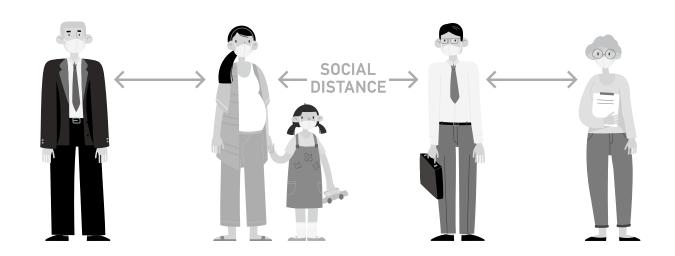
このため、新型コロナウイルスに対するワクチンや 特効薬が開発・投薬開始されるまでは、社会経済活動 を行いながら感染を防止する「新たな生活様式」の実 践が求められています。

この「新たな生活様式」については、右上の「新型 コロナウイルス感染症対策について」の中で、大きく 3つに分けて記載している通りです。

一つ目は、感染防止の3つの基本(①人と人との距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや手指の消毒)を行っていただくことです。店舗等の入り口には消毒液が置かれていますので、入店、退店時には消毒をしっかりしていただければと思います。



二つ目は、感染リスクが高まる「密集」、「密接」、「密閉」のいわゆる「3密」を避けていただくことです。 三つ目は、会食や宴会などの際には、適切な感染防止対策がとられている店舗を利用していただき、 献杯や返杯の回し飲みは避ける、飛沫感染を防ぐため大声でしゃべらない、といったことも重要です。



■コロナ禍での人権問題

現在のところ、新型コロナウイルスに対する有効なワクチンや薬が無いこともあり、感染への不安が 増大している中で、感染された方への誹謗中傷や懸命に治療に当たられた医療関係者やそのご家族に対 する差別が発生しています。これにより、地域に居づらくなったり、職場に多くの苦情が寄せられて生 活や職場の業務に支障が出るなどの深刻な被害がもたらされています。

さらに、SNS等で感染者と思われる個人の情報を拡散する行為や、特定の飲食店等が感染源かのような誤った情報の発信など、不確かな情報で医療機関や保健所等へ多くの相談や苦情が寄せられ、感染拡大を防ぐ本来の活動の大きな妨げとなっています。

県民の皆さまには、公式発表に基づかない不確かな情報を安易に信用せず、冷静な対応をぜひお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口や検査について

相談内容	窓口名称	連絡先	受付時間
発熱、咳など体の健康、 予防、医療機関の受診に関すること	新型コロナウイルス 健康相談センター	088-823-9300	9:00~21:00 平日•土日祝日
感染された方やそのご家族の メンタルヘルス相談に関すること	県立精神保健福祉センター	088-821-4966	8:30~17:15 月曜日~金曜日 (年末年始・祝祭日を除く)
中小企業者の事業資金等の相談に 関することは	経営相談窓口	088-823-9697	8:30~17:15 平日•土日祝日
その他の相談に関すること	新型コロナウイルス 問い合わせ窓口	088-823-9024	8:30~21:00 月曜日~金曜日 (年末年始・祝祭日を除く)

● お問い合わせ先高知県 危機管理・防災課TEL: 088-823-9311

高知県の新型コロナウイルス感染症 に関する情報

https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/ 111301/info-COVID-19.html



感染された方や医療関係者とその家族等に対する誹謗、中傷、差別は絶対にしないでください。

ここるんだよりvol.15(2020年12月発行)より

世界人権デーと人権週間

~人権について一緒に考えよう~



(公財)高知県人権啓発センター

HUMAN RIGHTS WEEK 12/4 > 12/10



高知県「2020人権週間」特設サイト

人権ってなあに?

マンガで知る「人権のこと」

動画で知る「人権啓発ムービー」

今、こうしている間にも 傷ついている人がいる 心折れる人がいる もっと見よう もっと知るう そして、一緒に考えよう

一人からりの心に





高知県「2020人権週間」特設サイト https://www.kochi-humanright.jp/

■12月4日から12月10日は「人権週間」です

国際連合は、1948年(昭和23年)12月10日の第3回総会で世界人権宣言を採択し、その日を記念として12月10日を「世界人権デー」と定めました。すべての加盟国及び関係機関が人権擁護活動や人権に関する諸行事を行うことを推進しています。

日本では、毎年12月4日から10日までを「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及を図るため、全国的な人権啓発活動を行っています。

ぜひこの機会に皆さんも人権について考えてみませんか?

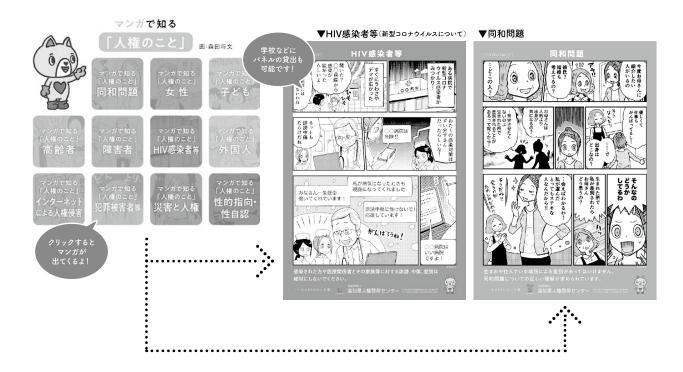
「2020人権週間」特設サイトでは様々な情報を発信しています。



■「2020人権週間」特設サイト

・コンテンツ① マンガで知る「人権のこと」

県民に身近な11の人権課題についてマンガで紹介しています。



・コンテンツ② オンラインじんけんフェスタ

YouTube LIVEを利用したオンラインイベントを開催します。

日時:2020年12月6日(日)14:00~15:00

内容:メッセージ動画

じんけんトーク&ライブ(出演:う〜み) 2020 人権週間オリジナルソング合唱など

◎動画はアーカイブとして開催日以降も見られます。



・コンテンツ③ SNSでつながろう!

公式 Facebook ページと Twitter の公式アカウントを開設し、人権啓発メッセージ関連 WEB サイトの紹介、イベント情報などを随時発信しています。



■人権意識を心の中に育む

コロナ禍は、すべての人が人権の大切さについて考える機会となりました。お互いを思いやり、支えあう人権が大切にされる社会をめざして、私たち一人ひとりが、身近にあるさまざまな人権課題について考えるきっかけとするため、ぜひこの特設サイトをご活用ください。

● お問い合わせ先 (公財)高知県人権啓発センター TEL: 088-821-4681

ここるんだよりvol.16(2021年 3月発行)より

多様な性のあり方を認めあう 「にじいろのまち」を目指して



~県内初! 高知市パートナーシップ登録制度~

高知市 人権同和・男女共同参画課

■「高知市にじいろのまち宣言」とは

高知市は、性的指向・性自認を理由とするあらゆる 差別や偏見をなくし、誰もが安心して暮らせるまちを 目指し、令和2年11月に「高知市にじいろのまち宣言」 を行いました。

「にじいろのまち」とは、「性の多様性」を虹のグラデーションになぞらえ、一人ひとりの性のあり方が尊重され、誰もがそれぞれの個性や生き方をお互いに認め合い支え合うまちを表現したものです。その実現には、多様な性のあり方への理解を広めていくことや、性的マイノリティに寄り添い、困難や不安を軽減していくことが必要です。

「にじいろのまち」」を目指す高知市の取組について ご紹介します。

■取組①「高知市パートナーシップ登録制度」

高知市では、2021年2月1日から「パートナーシップ登録制度」をスタートさせました。

パートナーシップ登録制度とは、同性カップルなどがお互いを人生のパートナーとして相互に協力し合う関係であることを申請し、登録された方々に市が登録証を交付する制度です。婚姻のような法律上の権利や義務が生じるものではありませんが、パートナーシップ関係の方が利用できる行政サービスの拡充に向け、まず市営住宅への入居について準備が進んでいます。

この制度は2015年11月に東京都渋谷区と世田谷区で初めて導入され、その後、全国に広がっています。



四国のパートナーシップ登録制度 導入自治体 (2021年2月1日現在)



高知市は、全国の自治体で75番目、四国では6番目の導入となりました。この制度をきっかけに、多様な性のあり方に対する理解が広がっていくことが期待されています。



■取組②「にじいろのまちシンボルマーク」を作成

高知市の観光地でもあり、市民に親しみのある「はりまや橋」をモチーフに、橋の高欄部分を人に見立て、性の多様性を表すレインボーカラーの橋が人と人をつなぐ架け橋になっている様子をイメージしデザインしたシンボルマークを作成しました。パートナーシップ制度や今後の啓発にも活用していく予定です。

街中などでこのマークを目にされた時は、市民・県民の皆さまもぜひ、多様な性 のあり方を尊重する気持ちを思い起こしていただければと思います。

■取組③「にじいろのまち・職員ハンドブック」の策定・職員研修の実施

さらに高知市では、市職員が多様な性のあり方に関して正しく知り理解を深め適切に行動するために、また職員自身がどのような性のあり方であっても安心して働き続けられる職場づくりのため、基本的な姿勢・行動についての考え方をまとめた「にじいろのまち・職員ハンドブック」を策定しました。

また、職員への浸透を図るため、まずは管理職対象に職員研修を実施するなど、誰もが自分らしく安心して暮らせる「にじいろのまち」の実現に向け、市一丸となって取組を推進しています。

高知市パートナーシップ登録制度 Q&A



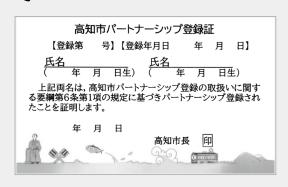
Q. どうやって申請するの?

A. 以下のような流れです 電話で申請日を予約 → 2人で来庁して書類を提出 → 後日、登録証を交付



Q. どんな人が対象なの?

- A. パートナーシップ*の関係にあり、次の要件をすべて 満たしているお二人です
 - □ 成年である □ 高知市民である □ 配偶者がいない
 - □ 近親者でない □ 養親子の関係でない
 - □ 登録申請される方以外の方とパートナーシップ関係にない
- ※ お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、または継続的な共同生活を 行うことを約束している二者の関係



詳しくは高知市 ホームページで ご確認ください!



OD

● お問い合わせ先 高知市 人権同和・男女共同参画課 TEL: 088-823-9449 HP https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/124/